

# 質の高いケアマネジメントの推進 (前6か月間に居宅サービス計画に位置付け た各サービスの割合等について)

令和3年度報酬改定において新たに減算項目が追加されました。

適正に実施できているか、再度確認をお願いします。

西宮市

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 利用者等に説明する内容

- ① 前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ② 前6か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 前6か月間とは

**毎年度2回**、次の期間における割合を算出すること。

- ① 前期(3月1日から8月末日)
- ② 後期(9月1日から2月末日)

説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとし、その際に用いる当該割合等については、**直近の**①もしくは②の期間のものとする。

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 割合の算出例(特定事業所集中減算集計票の活用) 1/4

・ダウンロード先(居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて)

The screenshot shows the Nishinomiya City website header with the logo and navigation menu. The breadcrumb trail is: 現在のページ > トップページ > 事業者向け情報 > 介護保険サービス事業者関連情報 > 介護保険サービス事業者に関する手続き・申請 > 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて. The page number '65707128' is highlighted in a red box.

### 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取り扱いについて

更新日: 2021年11月15日 ページ番号: 65707128 ツイート

正当な理由なく、当該事業所において判定期間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護サービス等について、下記に定める計算方法により算出された割合が80%を超えている場合、1月につき1件200単位を減算されます。

※地域密着型通所介護の判定方法について

詳細については、下記に掲載している介護保険最新情報Vol.553及び平成30年度報酬改定Q&A(vol1)問135を参照してください。

#### 【アクセス方法】

①西宮市ページトップページ>事業者向け情報>介護保険サービス事業者関連情報>介護保険サービス事業者に関する手続き・申請

②「65707128」で検索

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 割合の算出例(特定事業所集中減算集計票の活用) 2/4

- ・(別紙10-3) 特定事業所集中減算判定票・集計表(居宅介護支援事業所)(エクセル: 115KB) を開く

### 正当な理由について

「特定事業所集中減算判定票(別紙10-3)」により、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えている場合であって、正当な理由がある場合については、必要に応じて正当な理由を示す挙証資料を提出してください。

### ダウンロード

- ・ [西宮市における正当な理由の取り扱いについて\(ワード: 30KB\)](#)
- ・ [特定事業所集中減算に係るQ&A\(ワード: 17KB\)](#)

### 関連資料

#### 申請書ダウンロード

- ・ [\(別紙10-3\) 特定事業所集中減算判定票・集計表\(居宅介護支援事業所\)\(エクセル: 115KB\)](#)
- [> 介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書等についてはこちらを参照してください。](#)

このファイルをクリック

### リンク

- ・ [平成30年度介護報酬改定について\(厚生労働省\)\(外部サイト\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Get Adobe

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 割合の算出例(特定事業所集中減算集計票の活用) 3/4

集計表記入例シートを参考にして、各サービスの特定事業所集中減算集計票を完成させる。

特定事業所集中減算集計票			事業所番号	2870123456						
サービス種類	訪問介護	事業所名	まるマル居宅介護支援事業所							
紹介率最高法人	有限会社さんかく	判定期間	令和2年9月1日 ~ 令和3年2月28日							
法人名	事業所名	事業所番号	居宅サービス計画に位置付けた計画数						総計	
			2年9月	2年10月	2年11月	2年12月	3年1月	3年2月		
有限会社さんかく	ヘルパーステーションさんかく	28701・・・	15	15	14	14	15	15	88	
	ヘルパーステーションしかく	28701・・・	6	6	6	6	6	6	36	
	法人計		21	21	20	20	21	21	124	
株式会社ごかく	訪問介護ごかく	28701・・・	10	10	10	10	10	10	60	
	法人計		10	10	10	10	10	10	60	
	福祉法人ろっかく	りっほう支援センター	28701・・・	3	4	4	4	4	4	23
株式会社ななかく	ちよくほう支援センター	28701・・・	3	3	3	3	3	3	18	
	法人計		6	7	7	7	7	7	41	
	はっかくケアセンター	28701・・・	2	2	2	2	2	2	12	
法人計		2	2	2	2	2	2	12		
サービスを位置付けた居宅サービス計画の総数(全体数)			43	43	44	44	44	45	263	

1つの居宅サービス計画に、同法人で複数のサービス事業所を位置付けている場合、その法人を位置付けた計画数は1となります。  
集計票において各月ごとの法人計を記載する際には、それらの複数の事業所のうち、いずれか1つの事業所に計画数1を計上するようにしてください。

紹介率の高い上位3事業所を選択してください。

紹介率第1位事業所  
この数値を別紙(説明別紙)のCの欄に記入します。

この数字を、判定票(別紙10-3)のAの欄に記入します。

紹介率第3位事業所  
この数値を別紙(説明別紙)のEの欄に記入します。

紹介率第2位事業所  
この数値を別紙(説明別紙)のDの欄に記入します。

各月の対象サービスを位置付けた計画数を記入します。利用者一人につき、毎月1件となります。なお、一人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合でも、ケアプランの数は1件です。

各月の合計数を記入します。この数字を、判定票(別紙10-3)のBの欄に記入します。また、別紙(説明別紙)のBの欄に記入します。

※ 訪問介護サービス等のサービス種類ごとに集計票を作成して下さい。  
※ 紹介率の高い法人について、上位4法人を記入してください。  
※ 欄が足りない場合は、追加して下さい。  
※ 「居宅サービス計画に位置付けた計画数」とは、各月において事業所で作成された居宅サービス計画の総数です。

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 割合の算出例(特定事業所集中減算集計票の活用) 4/4

- ・特定事業所集中減算集計票の数値を別紙(説明書)シートの例に従って入力する。
- ・各サービスごとに作成し、印刷して、利用者等へ交付する。

(別紙)前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等

### 訪問介護(例)

法人名・代表者職名・氏名	株式会社 まるマル 理事長 介護 一郎		
事業所名	まるマル居宅介護支援事業所	事業所番号	2870123456
対象期間	令和 2年 9月 1日 ~ 令和 3年 2月 28日		
対象期間において給付実績のある居宅サービス計画の総数 A	280 件		
訪問介護を位置付けた計画数 B	263 件		
訪問介護を居宅サービス計画に位置付けた割合 B÷A	94 %		

同一の訪問介護事業者(割合)	第1位	名称	有限会社 さんかく	
		住所	西宮市.....	
		訪問介護に係る第1位事業所の占める割合 C÷B	34 %	
	事業所	事業所番号	名称	計画数 C
		28701.....	ヘルパーステーションさんかく	88 件
第	名称	株式会社 ごかく		
	住所	西宮市.....		

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 説明する時期

指定居宅介護支援の利用の開始に際し、重要事項説明書の内容等を説明する時

## 説明方法

次①～③の**全て**を行うこと。

- ① **文書を交付**すること。
- ② ①について**口頭での説明を懇切丁寧**に行うこと。
- ③ 利用者が理解したことについて、**利用者から署名を得る**こと。



# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

理解したことについて利用者から署名を得る方法について

重要事項説明書等に規定した上で、他の重要事項と併せて説明し、理解したことについて包括的に署名を得てもよい。

(西宮市標準重要事項説明書に規定する例)

※規定例は、集団指導HPよりダウンロードすることができます。

者に面接していない場合、その結果を記録していない場合。

※ 以下 略。

↵

(6)前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合等について

別紙のとおり

↵

(7)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

7

1

「別紙のとおり」と規定しておき、特定事業所集中減算集計票の数値を別紙(説明書)で交付してもよい。

# 居宅介護支援

(前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた各サービスの割合等について)

## 運営基準減算

指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前6か月間に居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等の割合等について文書を交付して説明を行っていない場合は、運営基準減算として減算適用後の単位数を算定する。

## 減算適用開始

令和3年4月1日(契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで)

## 減算単位数

1ヶ月



所定単位数の**50%減算**

2ヶ月以上継続する場合



所定単位数は**算定しない**

(所定単位数の**100%減算**)